

第4章 特定都市河川の整備に関する事項

稲荷川水系河川整備計画に基づき、年超過確率1/50の規模の洪水（滝之神排水処理場管理橋地点：370m³/s）を安全に流下させる整備を行う。

整備目標流量に対する流下能力不足を解消するために、下図に示す区間において、稲荷川本川の河道改修及び放水路の整備を行う。

また、河川改修にあたっては、沿川の地形や土地利用・自然環境等の周辺環境に十分配慮し、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全を図るため、必要に応じ、環境調査の実施や環境に関する有識者等の意見を参考にし、河川環境に配慮した水際部の整備や瀬・淵の保全・再生に努める。

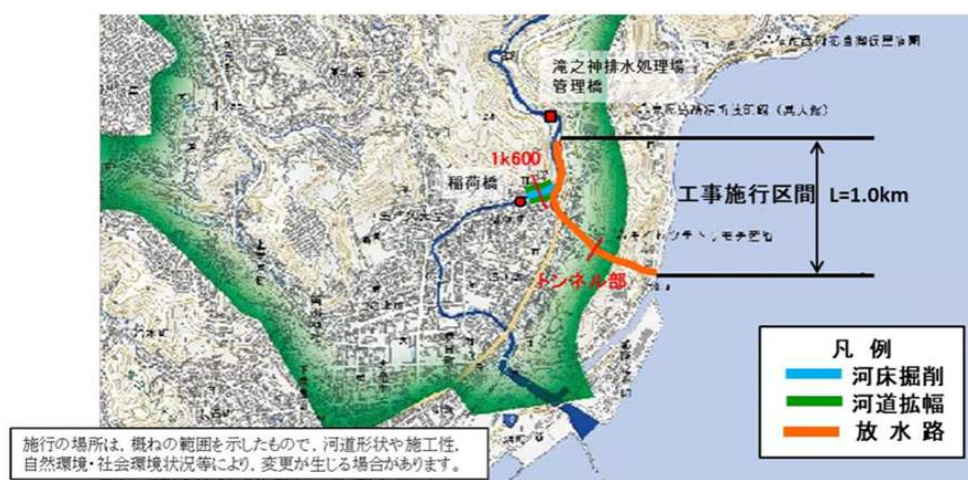


図31 河川工事の施工の場所

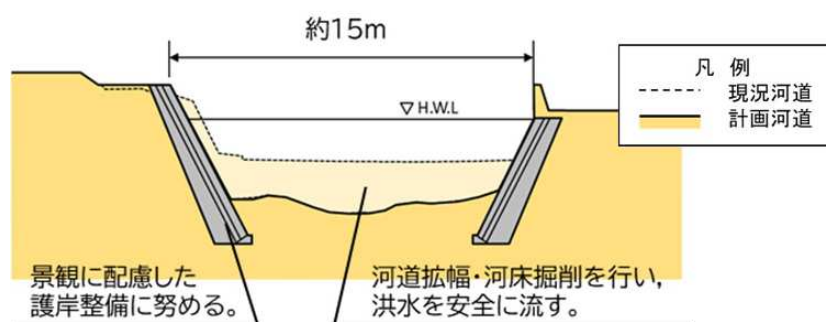


図32 稲荷川横断イメージ図（1k600付近）

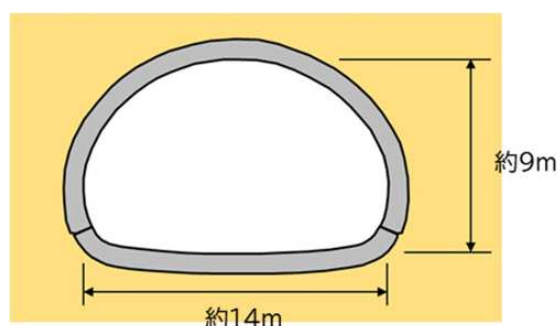


図33 放水路横断イメージ図（トンネル部）

第5章 河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項

河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備については、今後、必要に応じて検討する。

第6章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項

鹿児島市公共下水道雨水管理総合計画に基づき、重点地区の坂元川水路第1支線上流及び、坂元川水路第1支線下流において、当該計画降雨（66.3mm/h）の対策を優先し、浸水実績のある地区における早期解消を図る。

また、吉野第二地区土地区画整理事業区域内の雨水の流出量増加に伴う、放流先の稲荷川の負担を軽減するため、公共下水道施設として雨水貯留施設の整備を行う。

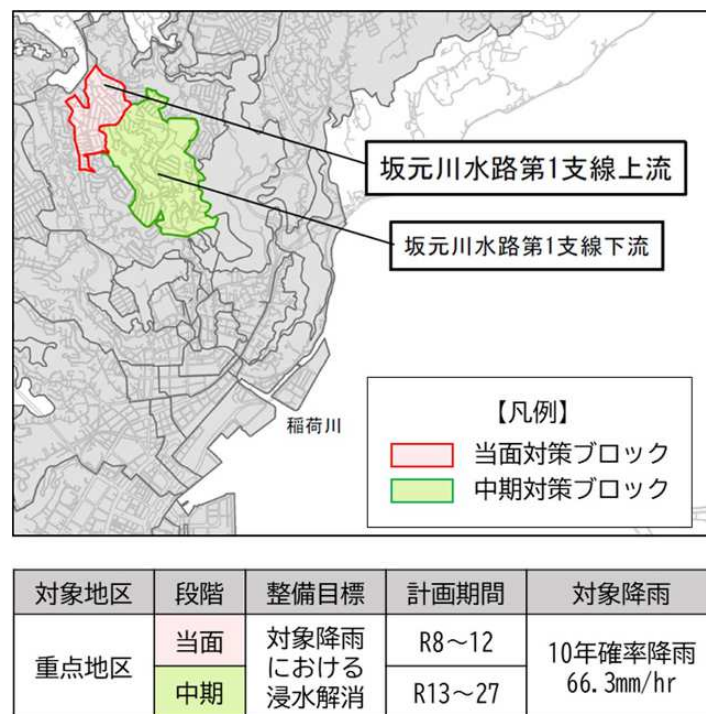


図34 鹿児島市公共下水道雨水管理総合計画マップ

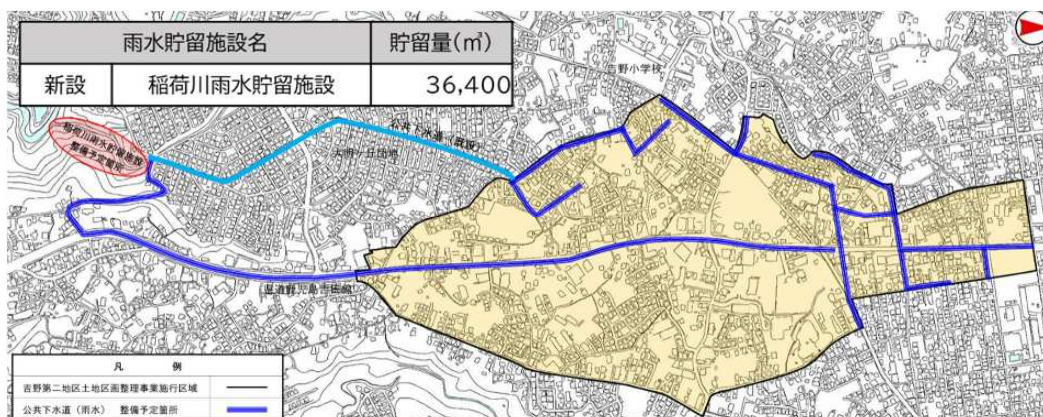


図35 吉野第二地区土地区画整理事業に伴う公共下水道（雨水）と雨水貯留施設の施設整備

第7章 河川管理者および下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項

第1節 雨水貯留浸透施設

流域内の雨水が河川へ急激に流入することを抑制するため、公共施設・用地等への雨水貯留施設浸透施設の整備を検討する。

また、民間事業者の開発等に伴う、森林法や都市計画法に基づく防災調整池の設置については、今後も引き続き開発者に対する指導を継続する。

併せて、鹿児島市において実施している個人住宅への雨水貯留施設等の設置助成制度により、流域内の住民等による各戸貯留を促進し、流出抑制を図る。

○鹿児島市における都市計画法や森林法に基づく防災調整池の設置協議について

鹿児島市においては、一定規模以上の開発行為等で、当該開発区域からの雨水排水の最終流末が、鹿児島県管理の二級河川や市管理の準用河川等の場合は、鹿児島県と防災調整池の設置の協議が必要である

表8 調整池設置が必要な開発面積規模

区分	地域区分	調整池設置が必要な 開発面積規模	年超過 確率
二級 河川	<u>稲荷川</u> ，甲突川，新川，脇田川，永田川 和田川，木之下川の河川流域	5,000㎡以上	1/50
	上記以外の二級河川流域	30,000㎡以上	1/30



まちに、人に、やさしく水をはぐくむ

雨水活用のおすすめ

雨水貯留施設等設置に助成します

災害時の
非常用水に



庭木や花の
水やり



雨水貯留タンク
雨を溜めて、
さまざまなものに
利用できます

雨水浸透ます
地面に雨を
しみこませることが
できます

水資源の有効利用

日頃から雨水をタンクに溜めて利用すれば、水源への負担を減らすことができます。

洪水・浸水の緩和

都市化が進んだ街で、大雨による浸水被害が問題となっています。そこで、降雨前にタンクを空にして、降った雨をタンクに溜めるなどして流出を抑制すると、洪水の防止につながります。

災害時等の水源確保

湯水だけでなく、火災や地震といった災害時には水の確保が重要です。日頃から雨水を溜めておくと、いざという時役に立ちます。

ヒートアイランド対策

暑い夏場に打ち水をする、気温が下がります。溜めた雨水で打ち水をする、水道水の節約とエアコンの省エネにもなります。

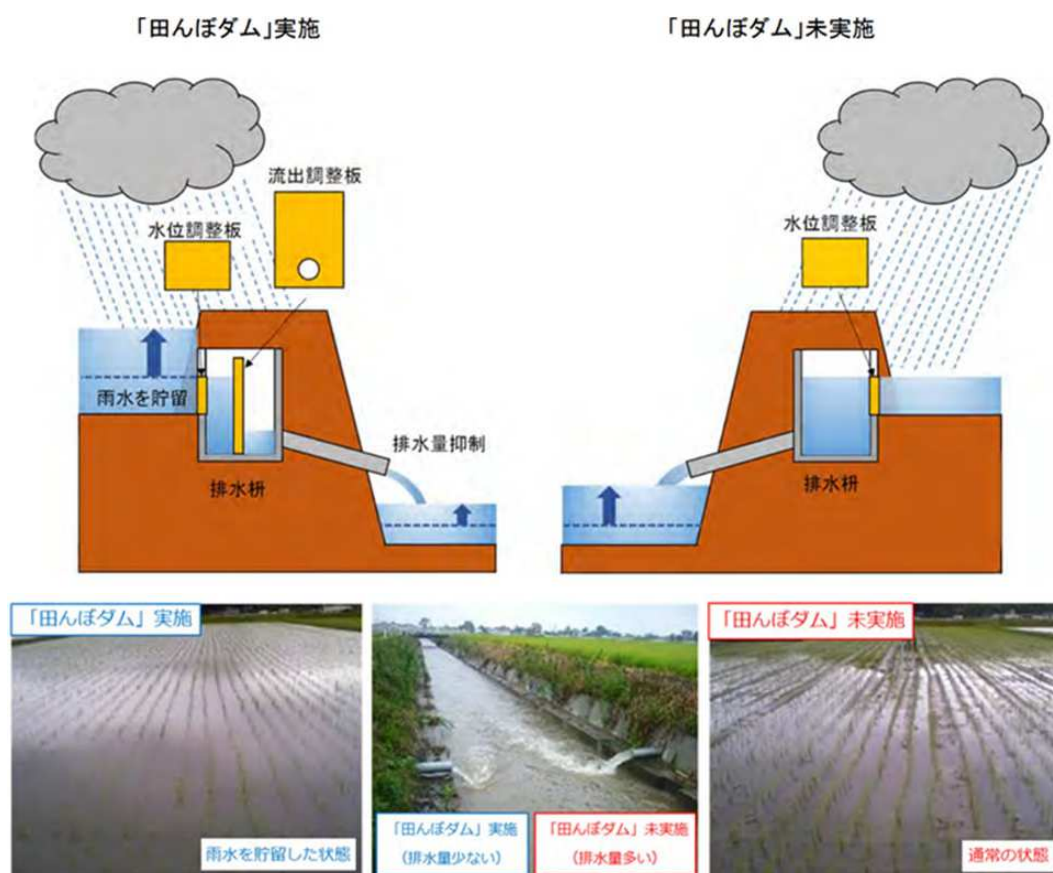
図36 鹿児島市が実施する個人住宅への雨水貯留施設等設置助成制度リーフレット

第2節 水田貯留

水田は、食料を生産する本来の機能に加えて、多面的機能の一つとして、雨水を一時的に貯留する機能を有しており、洪水被害を防止・低減する役割を果たしている。

この雨水貯留機能を強化する目的で、水田の排水口に小さな穴の開いた調整板などの簡単な器具を取り付けることで、水田に降った雨をより時間をかけてゆっくりと排水することが可能となる。（「田んぼダム」の取組）

「田んぼダム」の取組にあたっては、地域全体の取組として、すべての関係者で合意形成を図るとともに、効果や影響等の情報を共有することが重要である。



出典：「田んぼダム」の手引き，農林水産省（令和4年4月）

図37 水田貯留のイメージ

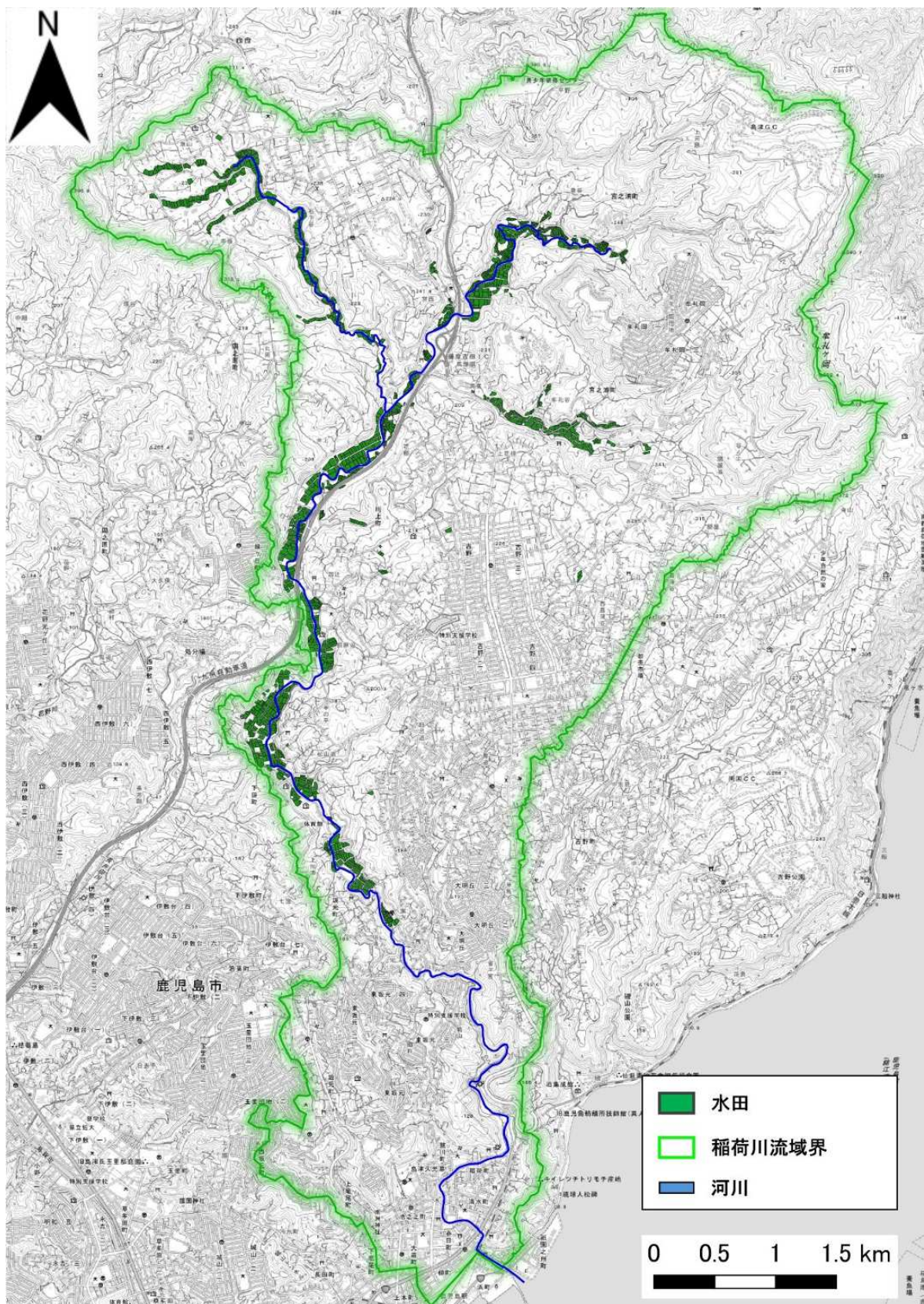


図38 稲荷川流域内の水田位置

(出典：「筆ポリゴンデータ」(農林水産省)(令和7年2月5日に利用)を加工して作成))

第3節 既存の防災調整池等や保水・遊水機能を有する土地の保全

流域に設置されている防災調整池等の雨水貯留浸透施設は、流域内の浸水被害の防止に有効であることから、保全調整池の指定などにより、その機能の保全に努める。

雨水の一時的な保水・遊水機能を有する山林・緑地・農地の保全や開発抑制などの協力要請を積極的に実施し、これらの機能の保全に努める。なお、取組にあたっては、森林の保水機能の維持・回復を図るなど、流域全体の保水力の向上を促進する。

第4節 雨水浸透阻害行為の許可等

今後、開発等による雨水浸透阻害行為に該当する1,000m²以上の行為に対しては、流出雨水量の増加を抑制するための対策工事を義務化し、事前許可制とすることで着実に対策を実施するとともに、認定事業者は適切に維持管理を実施して、その機能の中長期的な維持に努める。

また、対策工事の義務付けの対象外となる1,000m²未満の行為に対しては、当該雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必要な措置を講ずるよう努める。

甲斐川流域、新川流域、稲荷川流域 では
流域治水を推進し、水害に強いまちづくりに取り組むため、
特定都市河川浸水被害対策法に基づき
「特定都市河川」及び「特定都市河川流域」の
指定を行いました。(令和6年3月12日指定)

なぜ甲斐川流域、新川流域、稲荷川流域を指定するの？
平成5年の8・6水害では、甲斐川や新川、稲荷川の沿岸により、鹿児島市街地で甚大な浸水被害が発生しました。このような浸水被害の防止を図るため、特定都市河川に指定し、あらゆる関係者が協働して水災害対策を実施する流域治水を強力に推進します。なお、その他の河川についても、順次、特定都市河川の指定に向けて、検討していきます。

「特定都市河川」や「特定都市河川流域」に指定されるとうなるの？
河運船舶などのハード整備の加速に加え、雨水の浸透を阻害する1,000m²以上の開発について、流域における貯留・浸透機能の向上を図り、水害に強いまちづくりを推進します。特定都市河川流域内で開発を行う際は、雨水の流出抑制のための許可が必要となりますので、詳細は裏面をご確認ください。

■特定都市河川流域(甲斐川流域・新川流域・稲荷川流域) 位置図

「特定都市河川浸水被害対策法」とは？
都市部を流れる河川の流域において、新しい浸水被害が発生するおそれがあり、かつ、河運等の整備等による浸水被害の防止が市街地の進展等により困難な地域について、浸水被害者から周辺の生命、身体又は財産を保護するための法律です。

許可が必要!! 特定都市河川流域で雨水浸透阻害行為を行う際は雨水の流出抑制のため許可が必要 な場合があります。

▶ 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、**1,000m²以上の雨水浸透阻害行為**(宅地等にするために行う土地の形質の変更や土地の舗装、そのほか土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)を行う際は、鹿児島県知事または鹿児島市長の**許可が必要**になります。

▶ 許可にあたっては、技術的基準に従った**雨水の流出抑制対策**が必要になります。

※「宅地等」とは、土地の利用形態が宅地、池沼、水田、ため池、道路、鉄道線路、飛行場である土地のことです。宅地等以外の土地は、利用形態が林地、耕地、原野、山地などの土地が該当します。

※雨水浸透阻害行為の土地の区域が、鹿児島市内の場合は「鹿児島市長」の許可、鹿児島市外の場合は「鹿児島県知事」の許可が必要となります。

以下のような、雨水浸透阻害行為(1,000m²以上の場合)を行う際は…

例えば 耕地に建物を建てる
例えば 耕地に駐車場を作る
例えば 林地に運動場を作る
例えば 原野に資材置場を作る

流出抑制対策が必要です。

例えば 雨水貯留施設
例えば 透水性舗装
例えば 浸透ます

■手続きフロー図 ※まずは窓口にて事前相談をお願いします。

特定都市河川流域内での開発等の面積が1,000m²(0.1ha)以上

事前相談 YES → 事前相談不要
事前相談 NO → 事前相談不要

雨水浸透阻害行為面積が1,000m²(0.1ha)以上

YES → 許可申請不要
NO → 許可申請不要

雨水浸透阻害行為許可申請

許可

対策工事の実施
対策工事の完了
工事完了検査
雨水貯留浸透施設の標識設置
施設の維持管理

■申請(相談)窓口

開発等区域	申請(相談)窓口	連絡先(TEL)
鹿児島市 区	鹿児島市 河川浸透課	099-216-1412
鹿児島市 区	鹿児島市 河川課	099-286-3596

詳しくはこちらをご覧ください

図39 雨水浸透阻害行為に関するリーフレット

第8章 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項

流域における雨水の河川への流出を抑制するため、民間事業者等による自主的な雨水貯留浸透施設の整備の取組が講ぜられる場合は、技術的助言等を積極的に行う。

なお、民間事業者等が行う雨水貯留浸透施設整備に係る計画の認定については、稲荷川流域においてこれまで実施してきた流出抑制の取組や効果、また他流域を含めたまち全体としての更なる流出抑制対策のあり方等を熟慮しながら、今後検討を行うものとする。

第9章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項

現時点では、稲荷川流域においてポンプ施設はなく、また今後ポンプ施設を整備する計画もない。

第10章 都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項

都市浸水想定に加え、過去の浸水実績や降雨確率規模毎の浸水範囲などからハザード情報などを把握するとともに、流域の土地利用の現況や人口・資産の集積状況などを把握し、水害リスクの評価・精査を行う。

その上で、今後、都市浸水想定をブロック毎に分け、水害リスクを踏まえた土地利用について留意すべき事項や、土地利用の方向性に応じた浸水被害対策について定めることとし、今後、稲荷川流域水害対策協議会において検討していくものとする。

なお、水害リスクを踏まえた土地利用について留意すべき事項等の検討にあたっては、「水害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）」を参考とするとともに、立地適正化計画に定める防災指針等の防災まちづくりの方向性にも関係することから、稲荷川流域水害対策協議会の場合等を活用し、各関係機関が連携しながらまちづくりに関する計画等との整合・連携を図る。

■全般 【回避】災害リスクの低減が困難な区域については、居住誘導区域に含まないこととし、今後の土地利用の動向を踏まえて、市街化調整区域への編入などの土地利用規制を検討する。
■洪水 （洪水浸水想定区域） 【低減】国土強靱化地域計画や流域治水プロジェクト等による防災・減災対策を講じて安全性を確保する。 【低減】以下の特性を有する居住誘導区域内の地域に対して、地域の防災力向上や、土地のリスク情報の充実・提供などに関する重点的な取組の実施等を検討する。 ・予測される浸水深に対して、立地する建物の階数等の状況から、多数の建物について垂直避難が困難になることが予想される地域 （中心市街地や国道3号沿道など、想定最大規模の洪水浸水想定で浸水深3m以上となる地域） ・家屋倒壊等氾濫想定区域となっている地域
■土砂災害 （災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域） 【回避】開発行為の制限などの開発許可制度の適切な運用等により、都市的な土地利用の抑制を図る。 【回避】既存住宅の移転を促進する方策等について検討する。 （土砂災害警戒区域） 【低減】国土強靱化地域計画等による防災・減災対策を講じて安全性を確保する。 【低減】地域の防災力向上や、土地のリスク情報の充実・提供などに関する重点的な取組の実施等を検討する。
■その他 （大規模盛土造成地、液状化危険度の高い区域） 【低減】ただちに危険であるとは限らないことから、住民の防災意識を高め、災害の未然防止や被害の軽減につながるよう周知活動等の取組を行う。

図40 かごしまコンパクトなまちづくりプラン（立地適正化計画）における
防災まちづくりの取組方針抜粋

第11章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針

第 1 節 貯留機能保全区域の指定の方針

特定都市河川流域における浸水の拡大を防止する観点から、河川に隣接する低地等の洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、貯留機能保全区域の指定を行う。

稲荷川流域においては、中上流域の水田地帯について、現在の農地としての機能を保全することで、当該土地周辺への浸水被害拡大を抑制する効果や、下流への雨水の流出量を低減する効果が期待できることから、それらを指定の候補地として検討する。

なお、貯留機能保全区域は、都市浸水想定区域や土地の利用状況等を十分考慮し、当該土地の所有者の同意を得た上で指定するものとする。

また、特に指定地以外の流域住民等へ、流域治水についての啓発を促すため、貯留機能保全区域の効果等に係る広報・周知を積極的に行う。

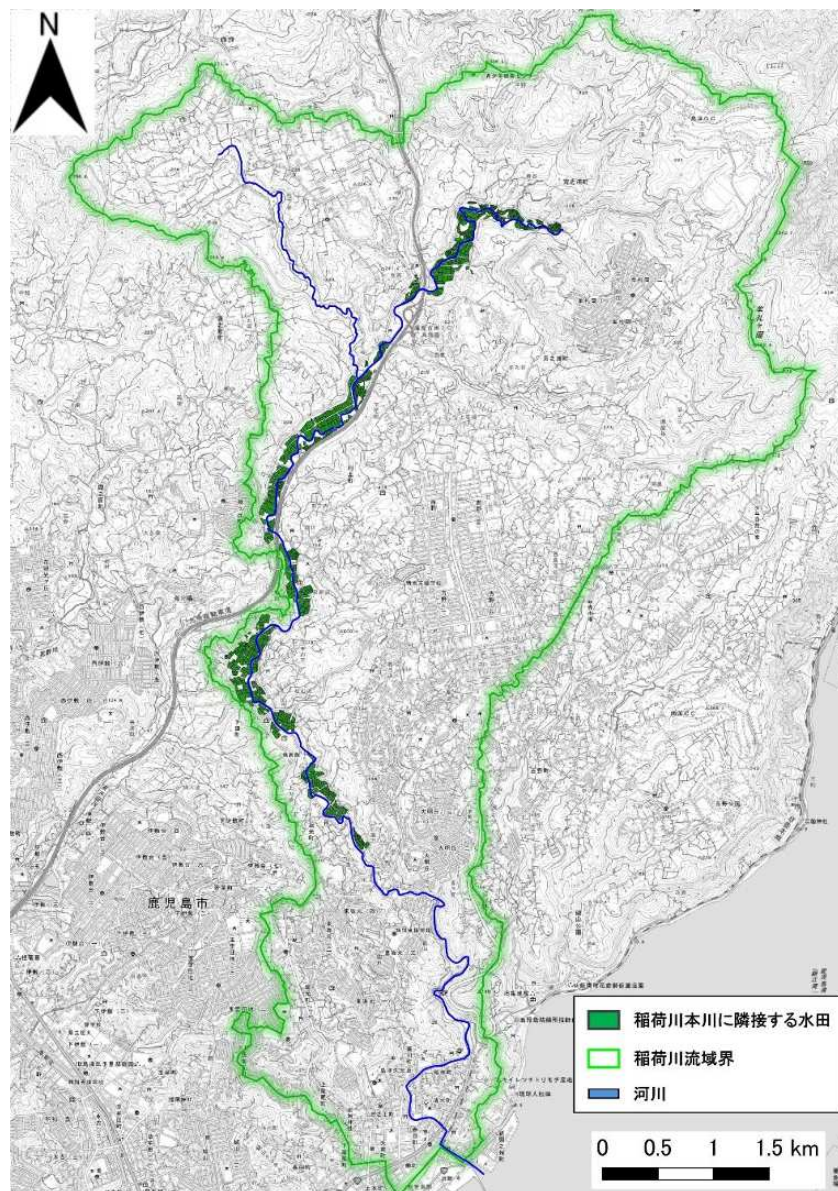


図41 稲荷川中上流域における稲荷川本川に隣接した水田地帯

(出典：「筆ポリゴンデータ」(農林水産省)(令和7年2月5日に利用)を加工して作成))



図42 水田への盛土に伴う氾濫形態の変化の例
($W=1/10$ でのシミュレーション結果)

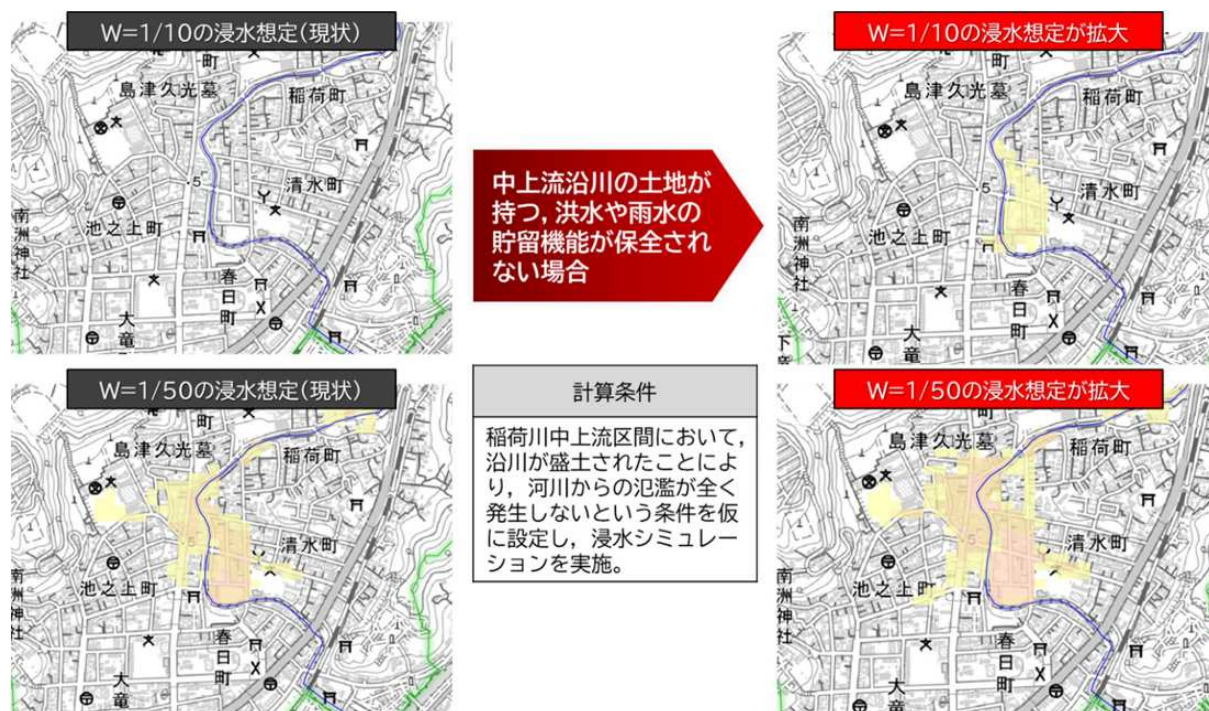


図43 水田の貯留機能保全による下流への負荷軽減効果の例

第2節 浸水被害防止区域の指定の方針

浸水被害防止区域は、特定都市河川流域において、洪水や雨水出水が発生した場合に、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地において、開発規制や建築規制を措置し、住民等の生命・身体を保護するために指定することができる。

浸水被害防止区域の指定にあたっては、都市浸水想定を踏まえることはもちろんのこと、確率規模ごとの浸水深や浸水時間、また流域水害対策実施後の浸水想定といった水害リスクを精緻に把握し、まちづくりの方向性等を十分に考慮ながら、関係者の意向を踏まえた上で、検討を行うものとする。

居住を避ける

- ・自己住居用の住宅以外の開発行為について、原則禁止
- ・立地適性化計画の居住誘導区域から原則除外

居住する場合にも命を守る

- ・住宅(非自己)、要配慮者施設*建築のための盛土・切土等を伴う行為(特定開発行為)を対象に、洪水等に対する土地の安全上必要な措置を講じているか等の事前許可が必要
- ・住宅(自己・非自己)、要配慮者施設の建築行為(特定建築行為)を対象に、居室の床高を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の事前許可が必要

※要配慮者施設:社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設

移転を促す

- ・被災前に安全な土地への移転を推進することが可能となるよう、移転に関する各種支援制度の活用が可能

浸水被害防止区域のイメージ



浸水被害防止区域指定により活用可能な支援制度の例

高上げ等の支援制度

災害危険区域等建築物防災改修等事業

- ・区域内の住宅・建築物の改修に係る支援

流域治水整備事業／特定都市河川浸水被害対策推進事業

- ・区域内の宅地の高上げ等に係る支援

移転の支援制度

防災集団移転促進事業

- ・区域内から住居の集団移転を行う場合の事業に係る支援

がけ地近接等危険住宅移転事業

- ・区域内からの住宅の移転に係る支援

都市構造再編集中支援事業

- ・居住誘導促進事業における浸水被害防止区域等からの移転支援を強化

流域治水整備事業／特定都市河川浸水被害対策推進事業

- ・区域内からの家屋の移転に係る支援

図44 浸水防止区域のイメージ等

(出典：特定都市河川パンフレット（国土交通省 水管理・国土保全局）

第12章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置

第1節 リスクコミュニケーションの充実

流域のあらゆる関係者によるリスクコミュニケーションの充実を図り、また被害の拡大を防止することを念頭に、以下の取組等を推進する。

- ・ 水防災意識社会再構築協議会等による関係機関との連携強化や市町村等とのホットラインによる河川情報の共有
- ・ 洪水ハザードマップ等を作成し住民へ周知
- ・ 住民一人ひとりの避難計画・情報マップの作成促進
- ・ 小中学校や地域住民等を対象とした防災教育の実施
- ・ 災害時において、住民等の避難行動の判断に必要な河川水位や雨量に関する迅速な情報提供

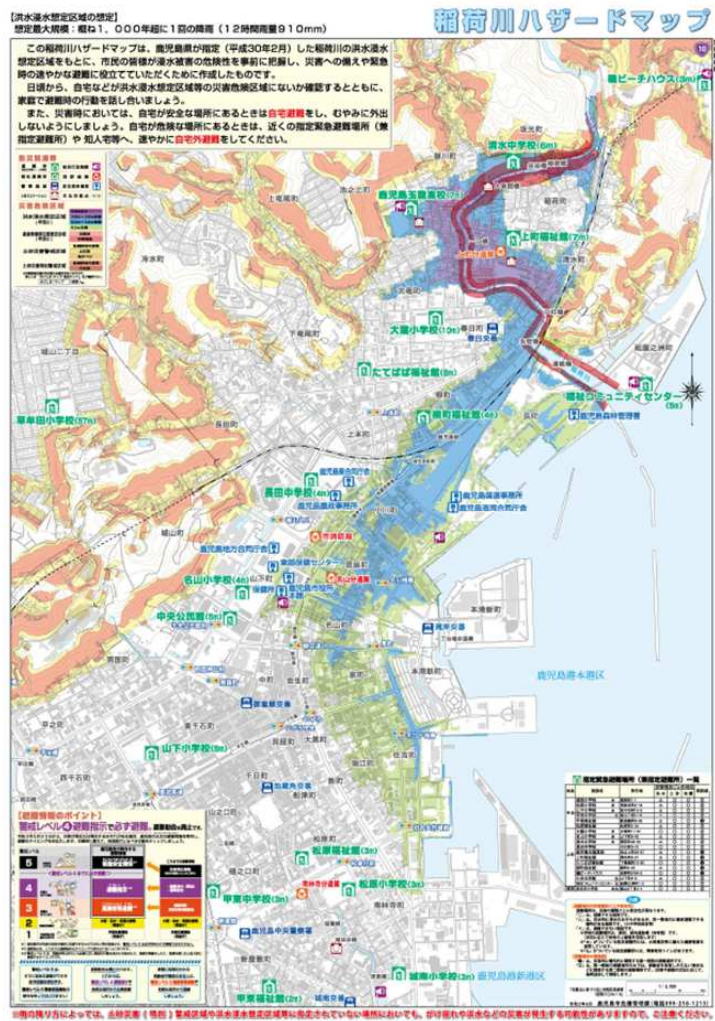
また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や避難訓練の徹底を図るとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の作成等を通じて避難確保の実効性を高める。



図45 地図防災計画の作成支援



図46 流域治水に関する出前講義の実施



第2節 大規模氾濫に関する減災対策

平成27年9月の関東・東北豪雨による水害や、平成29年1月に「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が社会資本整備審議会から答申がなされたことを受け、県管理河川流域の水防災意識社会を再構築するため、市町村、県、気象庁、国土交通省（オブザーバー）からなる「鹿児島地域の県管理河川における水防災意識社会再構築協議会」を平成29年6月に設立した。

当該協議会において、平成30年3月に「鹿児島地域の県管理河川の減災に係る取組方針」を策定した。（令和6年3月改定）

鹿児島地域内の市・村など関係機関が一丸となって、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び水害に強い地域づくりを実現するため、上記方針に基づき取組を推進するとともに、原則、協議会を毎年出水期前に開催し、取組のフォローアップ等を行う。

表9 鹿児島地域における減災のための目標

目標 (5年間)	減災目標（知識と技術を繋ぐ、水害に負けない鹿児島地域づくりを目指す）
目標達成に向けた 3本柱の取組	平成5年8月6日の豪雨において、甲突川や稲荷川、新川等に甚大な被害を及ぼした洪水を越える、さらに大規模な出水に備え、河川管理者が実施する河道拡幅等のハード対策に加え、自主防災組織の活動等地域住民が自ら迅速かつ自主的に行動し、被害を最小限に抑えるためのソフト対策など、協議会構成機関が連携し、地域住民と協同して水害に負けない強い地域づくりを目指すため以下の取組を実施していく。 1. 地域住民が的確に避難行動を行えるよう、迅速かつ的確でわかりやすい情報の収集・発信に関する取組 2. 地域住民の水防災に関する危機意識を再構築するよう、水防災学習・教育などに関する取組 3. 地域住民が安心して暮らせるよう、ハード対策や確実な水防活動が行える訓練及び情報共有等のソフト対策に関する取組

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 鹿児島地域の県管理河川の減災に係る取組方針



平成5年8.6豪雨による甲突川（鹿児島市小山田町名越地区）の被害

令和 6 年 3 月 22 日

鹿児島地域の県管理河川における水防災意識社会再構築協議会

〔 鹿児島市、日置市、いちき串木野市、三島村、十島村
気象庁 鹿児島地方気象台・鹿児島県 〕

図49 鹿児島地域の県管理河川の減災に係る取組方針

令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化を踏まえ、稲荷川流域等に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う「流域治水」を計画的に推進するための協議や情報共有を行うことを目的に、令和3年12月に「鹿児島地域流域治水協議会」を設立し、令和4年3月に「稲荷川水系流域治水プロジェクト」を策定している。

稲荷川水系流域治水プロジェクト

～いつか必ずくる大規模出水に備え、水害に負けない地域づくりに向けて流域が一体となった防災・減災対策～

〇令和元年東日本台風など、全国各地で甚大な被害が発生していることを踏まえ、稲荷川水系においても、事前防災対策を進める必要があることから、以下の取り組みを実施していくことで、県管理区間においては、年超過確率1/50の規模の洪水を安全に流し、流域における浸水被害の軽減を図る。

■被害対象を減少させるための対策

【地域の防災力を高める整備避難体制の強化】

- ・いものちんごしを守る土砂災害対策の推進(ソフト対策)(県)
- 【災害リスクを踏まえた最良の経路】
- ・立地適正化計画の見直し(市)

■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

【防災情報、避難体制の検討・連携強化】

- ・水位周知の実施(県)
- ・水位計・監視カメラの設置、防災情報の提供(県、気象庁)
- ・危険箇所水害リスクマップの運用(県)
- ・洪水水害想定区域図の作成・公表(県)
- ・マイタイムラインの作成・支援(県)

【地域の防災力向上】

- ・防災研修、出前講座等(県、気象庁)
- ・危険避難計画の作成(市)

【土地のリスク情報の充実・提供】

- ・防災リーフレットの作成・配布・周知(市)
- ・雨水出水浸水想定区域図の作成(市)

■厄災をできるだけ防ぐ・減らすための対策

【治水対策】

- ・治水施設整備、護岸整備、河道掘削等(県)
- ・準用河川等の護岸整備、河道浚渫等(市)

【土砂災害対策】

- ・いものちんごしを守る土砂災害対策の推進(ハード対策)(県、市)
- ・森林整備・保全、治山施設整備の取組(県、市等)
- 【流域の雨水貯留機能の向上・維持】
- ・調整池等の改良(市)

【公共下水道(雨水)の整備】

- ・雨水管理総合計画の策定と計画に基づく対策の実施(市)
- ・市野第二地区土地区画整理事業に伴う公共下水道(雨水)の整備(市)
- 【流出抑制】
- ・市野第二地区土地区画整理事業に伴う稲荷川雨水貯留施設の整備(市)
- ・個人住宅の雨水貯留施設等設置への助成(市)

【凡例】

- 稲荷川水系の流域界
- 二級河川
- 二級河川稲荷川(河川整備計画区間)
- *** 準用河川等
- 公共下水道(雨水)
- 調整池等
- △ 雨水貯留施設
- 急傾斜地崩壊防止施設
- △ 治山施設
- 市野第二地区土地区画整理事業

50

第4節 洪水時及び発災時の情報収集・伝達

河川管理者は、水防管理者（鹿児島市長）、消防署、警察署、また流域住民に対して、洪水被害発生時における住民等の早期避難を支援するため、洪水に関する情報を迅速に提供する。

住民等への情報提供に際しては、インターネット等の媒体を活用し、降水量や河川水位、またカメラなどのリアルタイム情報を分かりやすく伝達する。

また、国土交通省の川の防災情報や民間事業者等の防災アプリ等についても周知し、それらを活用した住民等の水害リスク情報の充実を図る。



図51 稲荷川流域の水位計等の位置図

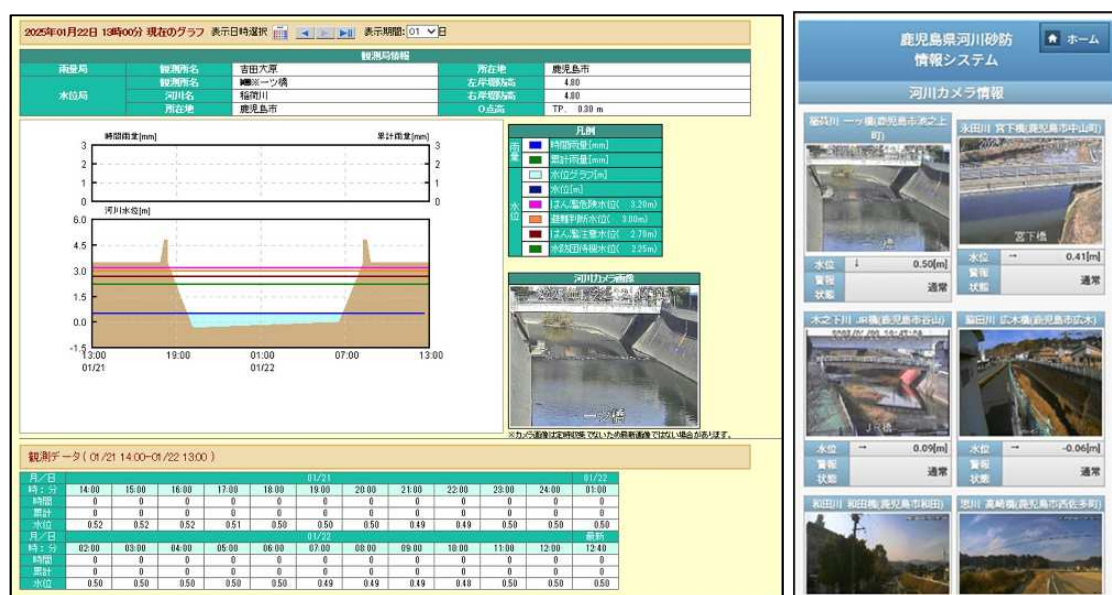


図52 「鹿児島県河川砂防情報システム」での情報提供（PC・スマートフォン）

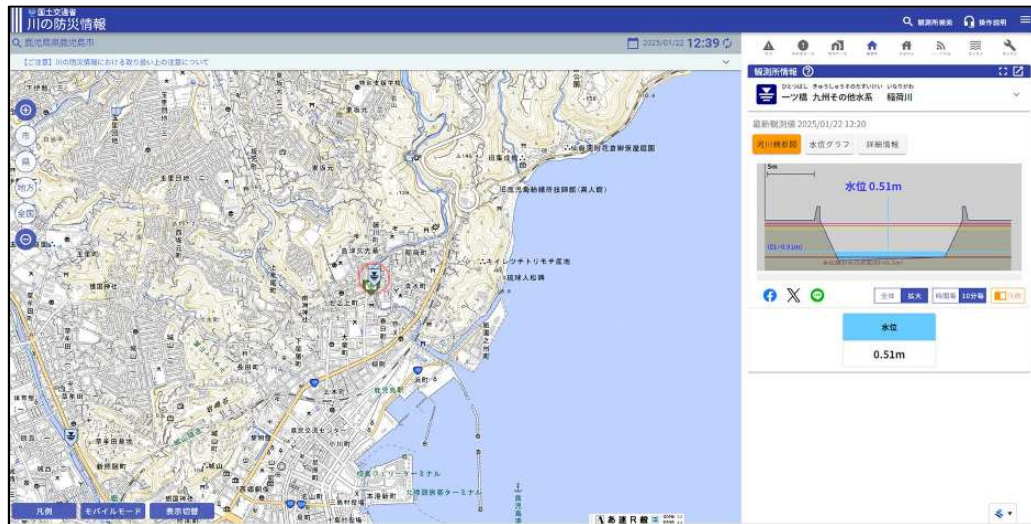


図53 国土交通省「川の防災情報」

第13章 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

第1節 計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応

計画対象降雨以外のあらゆる降雨による洪水が発生することを想定し、氾濫した場合に特に被害が大きい区間等における被害をできるだけ抑制する対策を検討し、各地域及び流域全体の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、必要に応じ関係機関との連絡調整を図る。

また、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、関係機関と連携して、流域内の土地利用の変化、雨水貯留浸透施設整備状況等について把握するとともに、治水効果の定量的・定性的な評価を行う。また、これらを流域のあらゆる関係者と共有し、より多くの関係者が流域治水の取組に参画することを促す。

なお、準用河川の整備やポンプ車の配備など、高頻度の洪水による浸水被害についても検討を行い、その対策の効果を住民等へ積極的に広報する。

第2節 流域水害対策計画の計画管理

河川管理者等は、あらゆる関係者と連携し、事業の進捗状況及び流域の変化について、多面的な視点から定期的にモニタリングを実施し、稲荷川流域水害対策協議会に報告するとともに、浸水被害対策による効果等を適切に評価する。

流域における浸水被害の発生状況も踏まえ、浸水被害の防止又は軽減のため、必要に応じて地域住民や民間事業者、学識経験者などの意見を伺いながら、計画の効果的な実施・運用に向けた改善を図るとともに、流域水害対策計画の見直しを行う。

【計画管理項目】

- ① 事業の進捗状況
 - ・ 本計画に基づく河川の整備及び公共下水道（雨水）の整備状況
- ② 流域内の開発状況
 - ・ 流域内の開発箇所及び面積
- ③ 雨水貯留浸透施設等の整備状況
 - ・ 本計画に定めのある、下水道管理者や民間事業者等が設置した雨水貯留浸透施設の位置及び容量等
 - ・ 雨水浸透阻害行為に該当する 1,000 m²以上の対策工事等で設置された貯留施設等の位置及び容量等
- ④ 貯留機能保全区域の指定検討状況